

発行者情報

【表紙】

【公表書類】	発行者情報
【公表日】	2026年5月29日
【発行者の名称】	株式会社ヒロホールディングス (HiroHoldings Co., Ltd.)
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 向山 孝弘
【本店の所在の場所】	奈良県香芝市瓦口2315香芝木材壺番館ビル3階
【電話番号】	(0745) 71-6661 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役財務経理部部長 東浦 晃
【担当J-Adviserの名称】	株式会社日本M&Aセンター
【担当J-Adviserの代表者の役職氏名】	代表取締役社長 竹内 直樹
【担当J-Adviserの本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内1丁目8番2号
【担当J-Adviserの財務状況が公表されるウェブサイトのアドレス】	https://www.nihon-ma.co.jp/ir/
【電話番号】	(03) 5220-5454
【取引所金融商品市場等に関する事項】	東京証券取引所 TOKYO PRO Market なお、振替機関の名称及び住所は下記のとおりです。 名称：株式会社証券保管振替機構 住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号
【公表されるホームページのアドレス】	株式会社ヒロホールディングス https://www.kk-hiro.com 株式会社東京証券取引所 https://www.jpx.co.jp/

【投資者に対する注意事項】

1. TOKYO PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、「第一部 第3 4【事業等のリスク】」において公表された情報を慎重に検討する必要があります。
2. 発行者情報を公表した発行者のその公表の時の役員(金融商品取引法(以下「法」という。)第21条第1項第1号に規定する役員(取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者)をいう。)は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかったことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。
3. TOKYO PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Marketにおいては、J-Adviserが重要な役割を担います。TOKYO PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例(以下「特例」という。)に従って、各上場会社のために行動するJ-Adviserを選任する必要があります。J-Adviserの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられるTOKYO PRO Marketに係る諸規則に留意する必要があります。
4. 東京証券取引所は、発行者情報の内容(発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。)について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

第一部 【企業情報】

第 1 【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

第 2 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第34期中	第35期中	第36期中	第34期	第35期
会計期間	自 2023年9月1日 至 2024年2月29日	自 2024年9月1日 至 2025年2月28日	自 2025年9月1日 至 2026年2月28日	自 2023年9月1日 至 2024年8月31日	自 2024年9月1日 至 2025年8月31日
売上高 (千円)	1, 116, 375	1, 304, 948	1, 184, 269	2, 178, 527	2, 570, 917
経常利益 (千円)	14, 313	129, 647	64, 516	67, 417	219, 887
親会社株主に帰属する中間（当期）純利益 (千円)	9, 169	83, 180	42, 780	34, 971	118, 800
中間包括利益又は包括利益 (千円)	9, 169	83, 180	42, 780	34, 971	118, 800
純資産額 (千円)	19, 160	126, 396	198, 854	44, 962	162, 017
総資産額 (千円)	642, 670	742, 276	1, 060, 983	688, 959	1, 076, 059
1株当たり純資産額 (円)	63. 87	421. 32	662. 85	149. 87	540. 06
1株当たり配当額（1株当たり中間配当額） (円)	— (—)	— (—)	— (—)	5. 82 (—)	19. 81 (—)
1株当たり中間（当期）純利益 (円)	30. 57	277. 27	142. 60	116. 57	396. 00
潜在株式調整後1株当たり中間（当期）純利益 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	2. 98	17. 03	18. 74	6. 53	15. 06
自己資本利益率 (%)	60. 38	97. 08	23. 71	124. 51	114. 79
株価収益率 (倍)	14. 62	1. 61	3. 13	3. 83	1. 13
配当性向 (%)	—	—	—	4. 99	5. 00
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	1, 457	92, 226	△17, 474	124. 376	228, 956
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△3, 869	△41, 334	△24, 086	△16, 083	△65, 682
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△68, 055	△68, 605	△4, 957	△81, 393	219, 860
現金及び現金同等物の中間期末（期末）残高 (千円)	310, 888	390, 541	744, 870	408, 254	791, 389
従業員数 〔外、平均臨時雇用者数〕 (名)	48 (7)	48 (6)	40 (13)	49 (10)	43 (8)

- (注) 1. 第34期中、第35期中、第36期中の1株当たり配当額（1株当たり中間配当額）及び配当性向については、配当を行っていないため記載しておりません。
2. 潜在株式調整後1株当たり中間（当期）純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
3. 従業員数は就業人員数であり、臨時雇用者数は期中の平均人員を（ ）外数で記載しております。

2 【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当社グループが営む事業の内容について、重要な変更はありません。

3 【関係会社の状況】

当中間連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2026年2月28日現在

セグメントの名称	従業員数(名)
コンシューマ通信事業	33 (13)
Zeta事業	1 (-)
その他事業	3 (-)
全社 (共通)	3 (-)
合計	40 (13)

(注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、当中間連結会計期間の平均人員を () 外数で記載しております。

2. 全社 (共通) として記載されている従業員数は、管理部門に所属しているものであります。

(2) 発行者の状況

2026年2月28日現在

セグメントの名称	従業員数(名)
コンシューマ通信事業	33 (13)
Zeta事業	1 (-)
その他事業	3 (-)
全社 (共通)	3 (-)
合計	40 (13)

(注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、当中間連結会計期間の平均人員を () 外数で記載しております。

2. 全社 (共通) として記載されている従業員数は、管理部門に所属しているものであります。

(3) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第3 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

文中の将来に関する事項は、本発行者情報公表日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 業績

当中間連結会計期間における我が国経済は、賃上げに伴う所得環境の改善を背景に、緩やかな回復基調となりました。一方で、イラン情勢をはじめとする中東地域の緊迫化に伴う資源価格や物流費高騰への懸念、米国の通商政策の動向など、先行きは依然として不透明な状況が続いております。

このような事業環境のなか、当社グループが運営するキャリアショップでは、引き続き商業施設等でのイベント開催による新規契約獲得機会の創出に努めておりますが、業界全体の販売方法の変化等により、前年同期比18.2%減（2025年8月期中間期8,958件・2026年8月期中間期7,325件）の新規契約件数となりました。

なお、今後につきましては、保有顧客のオプションサービス等の継続利用による手数料収入が収益の下支えになる体系に変化してきているため、キャリアショップの顧客に合ったプランの提案や付加価値提案を通して顧客満足度を向上させることにより、携帯電話の契約件数の多寡に影響されにくい収益モデルへの切り替えに取り組んでまいります。

Zeta事業では、事業分野を『Zetaエンターテイメント』『Zetaインテリジェンス』という2つの大きな領域として区分しております。

『Zetaエンターテイメント』では、従来のカテゴリであった「デジタルアーカイブ」と「エンターテイメント」を融合させることにより、単に文化財等をデータ保存するだけに留まらず、XR^{※1}やプロジェクションマッピング等の魅せるコンテンツとして展開させることにより収益化を目指し、物理的な文化財等の保護へ直接還元できる取り組みを進めております。

また、『Zetaインテリジェンス』では、最先端のAIを駆使して、地域の災害や犯罪を未然に防ぎ安心できる社会インフラの構築を目指しております。

さらに、現在実績を積み重ねてきたデジタルアーカイブを1つの手段として、MR^{※2}を駆使したLBE^{※3}の開発・実証実験を進めており、翌連結会計年度の下期以降では収益に大きく貢献することが見込まれ、Zeta事業の柱になることが予想されます。

当社では、このZeta事業を通して地域活性化を図り地域分散型社会を目指す挑戦を続けております。

※1 XR

現実世界と仮想世界を融合することで、現実の枠を超えた新しい体験を提供する技術のことで、VR/AR/MRといった先端技術の総称

※2 MR

実際にはその場所にはないものを現実世界と仮想の世界を重ね合わせて表示（複合現実）し、自由な位置や角度から体感できる技術

※3 LBE

Location-Based Entertainmentの略で、特定の場所（テーマパーク、商業施設など）で体験する、VR/ARなどを駆使した没入型エンターテインメント

このような状況のもと、売上高は1,184,269千円（前年同期比9.2%減）、営業利益は68,954千円（前年同期比38.9%減）、経常利益は64,516千円（前年同期比50.2%減）、親会社株主に帰属する中間純利益は42,780千円（前年同期比48.6%減）となりました。

セグメント別の概況は、以下のとおりです。

① コンシューマ通信事業

イベントの開催場所や回数を見直し、生産性の高いイベントに注力するなど効率的な拡販方法に切り替えてまいりましたが、業界全体の販売方法の変化等による契約件数の減少のため、売上高は1,150,470千円（前年同期比7.4%減）となり、セグメント利益は101,639千円（前年同期比26.7%減）となりました。

② Zeta事業

昨年度の万博需要による受注の前倒しの反動により、売上高は10,849千円（前年同期比75.9%減）となり、セグメント利益は△3,570千円（前年同期比244.4%減）となりました。

③ その他事業

法人通信事業における新規・機種変更の端末販売件数の増加により、売上高は22,948千円（前年同期比27.6%増）となり、セグメント利益は3,965千円（前年同期比28.3%増）となりました。

（２）キャッシュ・フローの状況

当中間連結会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」といいます。）の残高は744,870千円（前期末比5.9%減）となりました。各キャッシュ・フローの状況と主要因は以下のとおりです。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果使用した資金は17,474千円（前年同期は92,226千円の獲得）となりました。これは主に税金等調整前中間純利益64,516千円、棚卸資産の増加8,118千円、未払消費税等（開示上は「その他」）の減少11,627千円並びに法人税等の支払による減少53,924千円等によるものです。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果使用した資金は24,086千円（前年同期は41,334千円の使用）となりました。これは主に定期預金の預入による支出23,200千円等によるものです。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果使用した資金は4,957千円（前年同期は68,605千円の使用）となりました。これは主に長期借入れによる収入100,000千円及び長期借入金返済による支出98,744千円並びに配当金の支払による支出5,943千円等によるものです。

２ 【生産、受注及び販売の状況】

（１）生産実績

当社グループは生産活動を行っておりませんので、該当事項はありません。

（２）受注実績

当社グループは受注生産を行っておりませんので、該当事項はありません。

(3) 仕入実績

当中間連結会計期間における仕入実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	金額(千円)	前年同期比(%)
コンシューマ通信事業	854,919	94.3%
Zeta事業	7,094	22.3%
その他事業	16,717	126.0%
合計	878,731	92.4%

(注) 金額は、仕入価格によっております。

(4) 販売実績

当中間連結会計期間における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	金額(千円)	前年同期比(%)
コンシューマ通信事業	1,150,470	92.6%
Zeta事業	10,849	24.1%
その他事業	22,948	127.6%
合計	1,184,269	90.8%

(注) 最近2中間連結会計期間の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	前中間連結会計期間 (自 2024年9月1日 至 2025年2月28日)		当中間連結会計期間 (自 2025年9月1日 至 2026年2月28日)	
	金額(千円)	割合(%)	金額(千円)	割合(%)
株式会社ティーガイア	1,195,631	91.6	1,081,841	91.4

3 【対処すべき課題】

当中間連結会計期間において、当社グループの対処すべき課題等について、重要な変更はありません。

4 【事業等のリスク】

当中間連結会計期間において、本発行者情報に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある新たな事業等のリスクの発生、又は2025年11月28日に公表した発行者情報に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。なお、当社株式の株式会社東京証券取引所が運営を行っております証券市場TOKYO PRO Marketの上場維持の前提となる契約に関し、以下に記載いたします。

J-Adviserとの契約に関するリスクについて

特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第102条の定めにより、TOKYO PRO Market 上場企業は、東京証券取引所より認定を受けたいずれかの担当J-Adviserと、株式上場の適格性審査及び株式上場後の上場適格性を維持するための指導、助言、審査等の各種業務を委託する契約(以下、「J-Adviser契約」とします。)を締結する義務があります。本発行者情報公表日時点において、当社が J-Adviser契約を締結しているのは株式会社日本M&Aセンター(以下、「同社」とします。)であり、同社とのJ-Adviser契約において当社は、下記の義務の履行が求められてお

ます。下記の義務の履行を怠り、又は契約に違反した場合、相手方は、相当の期間(特段の事情のない限り1か月)を定めてその義務の履行又は違反の是正を書面で催告し、その催告期間内にその義務の履行又は違反の是正がなされなかったときは、J-Adviser契約を解除することができる旨の定めがあります。また、上記にかかわらず、当社及び同社は、両当事者による書面による合意又は相手方に対する1か月前以上の書面による通知を行うことにより、いつでもJ-Adviser契約を解約することができる旨の定めがあります。当社が同社より上記の解除にかかる催告期間中において、下記の義務の履行又は違反の是正が果たせない場合、又は同社に代わる担当J-Adviserを確保できない場合は、当社普通株式のTOKYO PRO Market 上場廃止につながる可能性があります。

<J-Adviser 契約上の義務>

- ・ 特例に定める上場会社の義務を履行するとともに、同社が J-Adviser の義務を履行するために必要な協力を行うこと
- ・ 取締役会関係資料、株主総会関係資料、経営管理に関する各種資料、その他同社が必要とする資料等を遅滞なく提出すること
- ・ 必要に応じて特例及び特例施行規則の内容及びその解釈について、同社から指導及び助言を受け、当社はその指導及び助言に従って行動すること

また、当社において下記の事象が発生した場合には、同社からの催告無しでJ-Adviser契約を解除することができるものと定められております。

① 債務超過

当社がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合において、1年以内(審査対象事業年度の末日の翌日から起算して1年を経過する日(当該1年を経過する日が当社の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日)までの期間をいう。以下、本号において同じ。また「2年以内」も同様。)に債務超過の状態でなくならなかったとき。ただし、当社が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続、産業競争力強化法(以下、「産競法」という。)に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生(当該手続が実施された場合における産競法に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。)又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該1年を経過した日から起算して1年以内に債務超過の状態でなくなることを計画している場合(同社が適当と認める場合に限る。)には、2年以内に債務超過の状態でなくならなかったとき。

なお、同社が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、当社が審査対象事業年度に係る決算(上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社である場合には連結会計年度、連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度に係る決算とする。)の内容を開示するまでの間において、再建計画(本号但し書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための経営計画を含む。)を公表している場合を対象とし、当社が提出する当該再建計画並びに次の(a)及び(b)に定める書面に基づき行うものとする。

(a) 次のイからハまでに掲げる場合の区分に従い、当該イからハまでに定める書面

- イ 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面
- ロ 産競法に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生(当該手続が実施された場合における産競法に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。)を行う場合当該再建計画が、当該手続にしたがって成立したものであることを証する書面
- ハ 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面

(b) 本号ただし書に規定する1年以内に債務超過の状態を解消するための経営計画の前提となった重要な事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等

が記載した書面

② 銀行取引の停止

当社が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが事実となった場合

③ 破産手続、再生手続又は更生手続

当社が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合（当社が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次の a から c までに掲げる場合その他当社が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと同社が認めた場合をいうものとし、当該 a から c までに掲げる場合には当該 a から c までに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

a 当社が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合 当社から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日

b 当社が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは 大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することの取締役会の決議を行った場合 当社から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日（事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると同社が認めた日）

c 当社が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合（当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の100分の10に相当する額以上である場合に限る。） 当社から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日

④ 前号に該当することとなった場合においても、当社が次の a から c までに該当する再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする

a 次の（a）又は（b）に定める場合に従い、当該（a）又は（b）に定める事項に該当すること。

（a）当社が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること

（b）当社が前号 c に規定する合意を行った場合 当該再建計画が、前号 c に規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること

b 当該再建計画に次の（a）及び（b）に掲げる事項が記載されていること

（a） TOKYO PRO Market に上場する有価証券の全部を消却するものでないこと

（b） 前 a の（a）に規定する見込みがある旨及びその理由又は同（b）に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容

c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でないと認められるものでないこと

⑤ 事業活動の停止

当社が事業活動を停止した場合（当社及びその連結子会社の事業活動が停止されたと同社が認めた場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次の a から c までに掲げる場合その他当社が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と同社が認めた場合をいうものとし、当該 a から c までに掲げる場合には当該 a から c までに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

- a 当社が、合併により解散する場合のうち、合併に際して当社の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の（a）又は（b）に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の3日前（休業日を除外する。）の日
 - （a）TOKYO PRO Market の上場株券等
 - （b）特例第132条の規定の適用を受け、速やかに TOKYO PRO Market に上場される見込みのある株券等
 - b 当社が、前 a に規定する合併以外の合併により解散する場合は、当社から当該合併に関する株主総会（普通出資者総会を含む。）の決議についての書面による報告を受けた日（当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議（委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む。）についての書面による報告を受けた日）
 - c 当社が、a 及び前 b に規定する事由以外の事由により解散する場合（本条第3号bの規定の適用を受ける場合を除く。）は、当社から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日
- ⑥ 不適当な合併等
- 当社が非上場会社の吸収合併又はこれに類するもの（i 非上場会社を完全子会社とする株式交換、i の2 非上場会社を子会社とする株式交付、ii 会社分割による非上場会社からの事業の承継、iii 非上場会社からの事業の譲受け、iv 会社分割による他の者への事業の承継、v 他の者への事業の譲渡、vi 非上場会社との業務上の提携、vii 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、viii その他非上場会社の吸収合併又は i から vii までと同等の効果をもたらすと認められる行為）で定める行為（以下本号において「吸収合併等」という。）を行った場合に、当社が実質的な存続会社でないと同社が認めた場合
- ⑦ 支配株主との取引の健全性の毀損 第三者割当により当社の支配株主（当社の親会社又は当社の議決権の過半数を直接若しくは間接に保有する者）が異動した場合（当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合を含む）において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると同社が認めるとき
- ⑧ 発行者情報等の提出遅延
- 当社が提出の義務を有する特定証券情報、発行者情報又は有価証券報告書等につき、特例及び法令に定める期間内に提出しなかった場合で、同社がその遅延理由が適切でないと判断した場合
- ⑨ 虚偽記載又は不適正意見等 次の a 又は b に該当する場合
- a 当社が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると同社が認める場合
 - b 当社の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって、監査報告書については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨（天災地変等、上場会社の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く。）が記載され、かつ、その影響が重大であると同社が認める場合
- ⑩ 法令違反及び上場契約違反等
- 当社が重大な法令違反又は特例に関する重大な違反を行った場合
- ⑪ 株式事務代行機関への委託
- 当社が株式事務を特例で定める株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが確実となった場合
- ⑫ 株式の譲渡制限
- 当社が TOKYO PRO Market に上場する株式の譲渡につき制限を行うこととした場合
- ⑬ 完全子会社化
- 当社が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合
- ⑭ 指定振替機関における取扱い
- 当社が発行する株券が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合
- ⑮ 株主の権利の不当な制限

当社が次の a から g までのいずれかに掲げる行為を行っている場合において、株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると同社が認めた場合その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると同社が認めた場合をいう。

- a 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収防衛策（以下「ライツプラン」という。）のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てておくものの導入（実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てておく場合を除く。）
 - b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入
 - c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定（持株会社である当社の主要な事業を行っている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を当社以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が当社に対する買収の実現を困難にする方策であると同社が認めるときは、当社が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う。）
 - d TOKYO PRO Market に上場している株券について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定
 - e TOKYO PRO Market に上場している株券より議決権の多い株式（取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等が TOKYO PRO Market に上場している株券より低い株式をいう。）の発行に係る決議又は決定
 - f 議決権の比率が 300%を超える第三者割当に係る決議又は決定
 - g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る 決議又は決定
- ⑯ 全部取得 当社が TOKYO PRO Market に上場している株券に係る株式の全部を取得する場合
- ⑰ 反社会的勢力の関与
当社が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態が TOKYO PRO Market の市場に対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと同社が認めるとき
- ⑱ その他
前各号のほか、公益又は投資者保護のため、同社若しくは東証が上場廃止を適当と認めた場合このほか、株主総会の特別決議を経て、当社が東京証券取引所へ「上場廃止申請書」を提出した場合にも上場廃止となります。
なお、本発行情報公表日時点において、J-Adviser 契約の解約につながる上記の事象は発生しておりません。

5 【重要な契約等】

当中間連結会計期間において、重要な契約等の決定又は締結等はありません。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、本発行情報公表日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社グループの中間連結財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この中間連結財務諸表の作成にあたって、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りを必要としております。経営者はこれらの見積りについて過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は見積りによる不確実性のため、これらの見積りと異なる場合があります。

(2) 財政状態の分析

(資産の部)

当中間連結会計期間末における流動資産は953,436千円となり、前期末に比べ6,641千円減少いたしました。これは主に、売掛金の増加6,587千円及び商品の増加8,290千円があったものの、現金及び預金の減少23,316千円等があったことによるものです。固定資産は107,547千円となり、前期末に比べ8,434千円減少いたしました。これは主に、有形固定資産及び無形固定資産の減価償却費の計上8,327千円等によるものです。

この結果、総資産は1,060,983千円となり、前期末に比べ15,075千円減少いたしました。

(負債の部)

当中間連結会計期間末における流動負債は288,473千円となり、前期末に比べ42,262千円減少いたしました。これは主に、未払法人税等の減少32,187千円及び流動負債その他に含まれる未払消費税等の減少11,627千円等によるものです。固定負債は573,655千円となり、前期末に比べ9,649千円減少いたしました。これは主に、長期借入金の減少10,249千円等によるものです。

この結果、負債合計は862,129千円となり、前期末に比べ51,912千円減少いたしました。

(純資産の部)

当中間連結会計期間末における純資産合計は198,854千円となり、前期末に比べ36,837千円増加いたしました。これは主に、利益計上に伴う利益剰余金の増加42,780千円等によるものです。

(3) 経営成績の分析

「1【業績等の概要】(1)業績」に記載のとおりであります。

(4) キャッシュ・フローの状況の分析

「1【業績等の概要】(2)キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

第4 【設備の状況】

1 【主要な設備の状況】

(1) 発行者

当中間連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 国内子会社

該当事項はありません。

2 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

該当事項はありません。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第5 【発行者の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数(株)	未発行株式数(株)	中間連結会計期間末現在発行数(株) (2026年2月28日)	公表日現在発行数(株) (2026年5月29日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	1,200,000	900,000	300,000	300,000	東京証券取引所 (TOKYO PRO Market)	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
計	1,200,000	900,000	300,000	300,000	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【MSCB等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(千円)	資本金残高(千円)	資本準備金増減額(千円)	資本準備金残高(千円)
2025年9月1日～ 2026年2月28日	—	300,000	—	50,000	—	—

(6) 【大株主の状況】

2026年2月28日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	株式総数に対する所有株式数の割合(%)
向山 孝弘	奈良県北葛城郡広陵町	297,700	99.23
MIB, jpn株式会社	大阪市阿倍野区阪南町6丁目5-23-1301	1,000	0.33
株式会社サカガワ	奈良県北葛城郡上牧町大字上牧3439-16	1,000	0.33
株式会社ティーガイア	東京都渋谷区恵比寿4丁目1-18	200	0.07
Hinome株式会社	奈良県橿原市曲川町6丁目10-19-2	100	0.03
計	—	300,000	100.00

(注) 株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2026年2月28日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 300,000	3,000	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	300,000	—	—
総株主の議決権	—	3,000	—

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【株価の推移】

【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	2025年9月	2025年10月	2025年11月	2025年12月	2026年1月	2026年2月
最高(円)	—	—	—	—	—	—
最低(円)	—	—	—	—	—	—

(注) 1. 最高・最低株価は、東京証券取引所(TOKYO PRO Market)における取引価格であります。

2. 2025年9月から2026年2月について、東京証券取引所(TOKYO PRO Market)における売買実績はありません。

3 【役員の状況】

2025年11月28日付の発行者情報公表日後、当中間連結会計期間における役員の異動はありません。

第6 【経理の状況】

1 中間連結財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の中間連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）に基づいて作成しております。なお、当社の中間連結財務諸表は、第1種中間連結財務諸表であります。
- (2) 当社の中間連結財務諸表は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則」第116条第3項で認められた会計基準のうち、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成しております。

2 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき、当中間連結会計期間（2025年9月1日から2026年2月28日まで）の中間連結財務諸表について、ひかり監査法人の期中レビューを受けております。

【中間連結財務諸表等】

(1) 【中間連結財務諸表】

① 【中間連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2025年8月31日)	当中間連結会計期間 (2026年2月28日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	830,792	807,476
売掛金	69,255	75,843
有価証券	368	368
商品	41,214	49,505
貯蔵品	1,807	1,634
前払費用	15,807	18,162
その他	831	445
流動資産合計	960,077	953,436
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	39,164	36,934
器具及び備品（純額）	29,117	24,384
建設仮勘定	2,009	2,009
有形固定資産合計	※1 70,290	※1 63,328
無形固定資産		
のれん	6,146	5,685
その他	1,177	889
無形固定資産合計	7,323	6,574
投資その他の資産		
繰延税金資産	8,876	8,876
その他	29,491	28,768
投資その他の資産合計	38,367	37,644
固定資産合計	115,981	107,547
資産合計	1,076,059	1,060,983

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2025年8月31日)	当中間連結会計期間 (2026年2月28日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	1,021	1,332
短期借入金	※2 10,000	※2 10,000
1年内返済予定の長期借入金	183,058	194,563
未払金	48,815	42,502
未払法人税等	53,525	21,337
賞与引当金	3,040	2,210
その他	※3 31,276	※3 16,528
流動負債合計	330,736	288,473
固定負債		
長期借入金	577,037	566,788
退職給付に係る負債	6,178	6,867
その他	90	—
固定負債合計	583,305	573,655
負債合計	914,041	862,129
純資産の部		
株主資本		
資本金	50,000	50,000
資本剰余金	2,000	2,000
利益剰余金	110,017	146,854
株主資本合計	162,017	198,854
純資産合計	162,017	198,854
負債純資産合計	1,076,059	1,060,983

②【中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書】

【中間連結損益計算書】

(単位：千円)

	前中間連結会計期間 (自 2024年9月1日 至 2025年2月28日)	当中間連結会計期間 (自 2025年9月1日 至 2026年2月28日)
売上高	1,304,948	1,184,269
売上原価	※1 944,139	※1 870,440
売上総利益	360,808	313,828
販売費及び一般管理費	※2 247,903	※2 244,874
営業利益	112,905	68,954
営業外収益		
受取利息	123	681
補助金収入	21,703	—
その他	50	30
営業外収益合計	21,877	712
営業外費用		
支払利息	3,404	5,048
支払手数料	1,435	—
その他	295	101
営業外費用合計	5,135	5,150
経常利益	129,647	64,516
特別損失		
固定資産除却損	※3 5,471	—
特別損失合計	5,471	—
税金等調整前中間純利益	124,175	64,516
法人税等	※4 40,995	※4 21,736
中間純利益	83,180	42,780
親会社株主に帰属する中間純利益	83,180	42,780

【中間連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前中間連結会計期間 (自 2024年9月1日 至 2025年2月28日)	当中間連結会計期間 (自 2025年9月1日 至 2026年2月28日)
中間純利益	83,180	42,780
中間包括利益	83,180	42,780
(内訳)		
親会社株主に係る中間包括利益	83,180	42,780
非支配株主に係る中間包括利益	—	—

③【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前中間連結会計期間 (自 2024年9月1日 至 2025年2月28日)	当中間連結会計期間 (自 2025年9月1日 至 2026年2月28日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前中間純利益	124,175	64,516
減価償却費	10,477	8,327
のれん償却費	461	461
固定資産除却損	5,471	—
敷金償却	349	197
賞与引当金の増減額 (△は減少)	520	△830
退職給付に係る負債の増減額 (△は減少)	567	689
受取利息及び受取配当金	△123	△681
支払利息	3,404	5,048
補助金収入	△21,703	—
売上債権の増減額 (△は増加)	△38,879	△6,587
棚卸資産の増減額 (△は増加)	△6,549	△8,118
仕入債務の増減額 (△は減少)	8,504	311
未払金の増減額 (△は減少)	11,888	△6,712
その他	△7,193	△15,992
小計	91,370	40,628
利息及び配当金の受取額	123	678
利息の支払額	△3,471	△4,857
法人税等の支払額又は還付額 (△は支払額)	△17,499	△53,924
補助金の受取額	21,703	—
営業活動によるキャッシュ・フロー	92,226	△17,474
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	△1,200	△23,200
有形固定資産の取得による支出	△41,104	△496
その他	970	△390
投資活動によるキャッシュ・フロー	△41,334	△24,086
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入れによる収入	—	100,000
長期借入金の返済による支出	△66,589	△98,744
割賦債務の返済による支出	△270	△270
配当金の支払額	△1,746	△5,943
財務活動によるキャッシュ・フロー	△68,605	△4,957
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△17,713	△46,519
現金及び現金同等物の期首残高	408,254	791,389
現金及び現金同等物の中間期末残高	※ 390,541	※ 744,870

【注記事項】

(中間連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

税金費用の計算

税金費用については、当中間連結会計期間を含む連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前中間純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。

(中間連結貸借対照表関係)

※ 1 有形固定資産の減価償却累計額

	前連結会計年度 (2025年 8 月31日)	当中間連結会計期間 (2026年 2 月28日)
有形固定資産の減価償却累計額	119,233千円	127,273千円

※ 2 当座貸越契約

当社は運転資金等の効率的な調達を行うため、取引銀行 1 行と当座貸越契約を締結しております。当中間連結会計期間末における当座貸越契約に係る借入未実行残高は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2025年 8 月31日)	当中間連結会計期間 (2026年 2 月28日)
当座貸越極度額の総額	50,000千円	50,000千円
借入実行残高	10,000	10,000
差引額	40,000	40,000

※ 3 消費税等の取扱い

仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、流動負債の「その他」に含めて表示しております。

(中間連結損益計算書関係)

※ 1 中間期末棚卸高は収益性の低下に伴う簿価切下後の金額であり、次の棚卸資産評価損が売上原価に含まれております。

	前中間連結会計期間 (自 2024年 9 月 1 日 至 2025年 2 月28日)	当中間連結会計期間 (自 2025年 9 月 1 日 至 2026年 2 月28日)
	3,702 千円	104千円

※ 2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自 2024年 9 月 1 日 至 2025年 2 月28日)	当中間連結会計期間 (自 2025年 9 月 1 日 至 2026年 2 月28日)
給料手当	70,804 千円	64,031千円
派遣社員費	40,914	59,473
地代家賃	29,082	27,063
退職給付費用	737	863
賞与引当金繰入額	2,260	2,210

※3 固定資産除却損の内訳は、次のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自 2024年9月1日 至 2025年2月28日)	当中間連結会計期間 (自 2025年9月1日 至 2026年2月28日)
建物及び構築物	1,889 千円	－千円
器具及び備品	72	－
撤去費用	3,509	－
計	5,471 千円	－千円

※4 中間連結会計期間における税金費用につきましては、簡便法により計算しているため、法人税等調整額は「法人税等」に含めて表示しております。

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に記載されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自 2024年9月1日 至 2025年2月28日)	当中間連結会計期間 (自 2025年9月1日 至 2026年2月28日)
現金及び預金	398,743千円	807,476千円
預入期間が3か月を超える定期預金	△8,202	△62,605
現金及び現金同等物	390,541	744,870

(株主資本等関係)

前中間連結会計期間 (自 2024年9月1日 至 2025年2月28日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の 総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2024年11月27日 定時株主総会	普通株式	1,746	5.82	2024年8月31日	2024年11月28日	利益剰余金

2. 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間後となるもの

該当事項はありません。

当中間連結会計期間 (自 2025年9月1日 至 2026年2月28日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の 総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2025年11月19日 定時株主総会	普通株式	5,943	19.81	2025年8月31日	2025年11月20日	利益剰余金

2. 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間後となるもの

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前中間連結会計期間（自 2024年9月1日 至 2025年2月28日）

報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報並びに収益の分解情報

(単位：千円)

	報告セグメント		その他 (注) 1	合計	調整額 (注) 2	中間連結財務 諸表計上額 (注) 3
	コンシューマ 通信事業	Zeta事業				
売上高						
外部顧客への売上高	1,241,955	45,012	17,980	1,304,948	—	1,304,948
セグメント間の内部売上高 又は振替高	—	—	—	—	—	—
計	1,241,955	45,012	17,980	1,304,948	—	1,304,948
セグメント利益	138,600	2,472	3,089	144,162	△31,256	112,905

(注) 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、法人通信事業、Rebonally事業、貸会議室事業を含んでおります。

2. セグメント利益の調整額△31,256千円は全社費用であり、報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

3. セグメント利益は、中間連結損益計算書の営業利益と一致しております。

当中間連結会計期間（自 2025年9月1日 至 2026年2月28日）

報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報並びに収益の分解情報

(単位：千円)

	報告セグメント		その他 (注) 1	合計	調整額 (注) 2	中間連結財務 諸表計上額 (注) 3
	コンシューマ 通信事業	Zeta事業				
売上高						
外部顧客への売上高	1,150,470	10,849	22,948	1,184,269	—	1,184,269
セグメント間の内部売上高 又は振替高	—	—	—	—	—	—
計	1,150,470	10,849	22,948	1,184,269	—	1,184,269
セグメント利益	101,639	△3,570	3,965	102,034	△33,079	68,954

(注) 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、法人通信事業、Rebonally事業、貸会議室事業を含んでおります。

2. セグメント利益の調整額△33,079千円は全社費用であり、報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

3. セグメント利益は、中間連結損益計算書の営業利益と一致しております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

顧客との契約から生じる収益を分解した情報については、「注記事項（セグメント情報等）」に記載のとおりであります。

(1 株当たり情報)

	前中間連結会計期間 (自 2024年9月1日 至 2025年2月28日)	当中間連結会計期間 (自 2025年9月1日 至 2026年2月28日)
1 株当たり中間純利益	277.27円	142.60円

(注) 1. 潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益については、潜在株式が存在していないため記載を省略しております。

2. 1 株当たり中間純利益の算定上の基礎は、次のとおりであります。

項目	前中間連結会計期間 (自 2024年9月1日 至 2025年2月28日)	当中間連結会計期間 (自 2025年9月1日 至 2026年2月28日)
親会社株主に帰属する中間純利益 (千円)	83,180	42,780
普通株主に帰属しない金額 (千円)	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する 中間純利益(千円)	83,180	42,780
普通株式の期中平均株式数(株)	300,000	300,000

(2) 【その他】

該当事項はありません。

第 7 【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

第二部 【特別情報】

第 1 【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

独立監査人の中間連結財務諸表に対する期中レビュー報告書

2026年5月29日

株式会社ヒロホールディングス
取締役会 御中

ひかり監査法人
京都事務所

指 定 社 員
業務執行社員 公認会計士 矢 倉 誠

指 定 社 員
業務執行社員 公認会計士 伊 藤 玲 司

監査人の結論

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第128条第3項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ヒロホールディングスの2025年9月1日から2026年8月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（2025年9月1日から2026年2月28日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ヒロホールディングス及び連結子会社の2026年2月28日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

中間連結財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継

続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から中間連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、中間連結財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において中間連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
- ・ 中間連結財務諸表に対する結論表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、中間連結財務諸表の期中レビューに関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査役に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記は、期中レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（発行者情報提出会社）が別途保管しております。